

吉野ヶ里町 公共施設等総合管理計画

令和5年3月改定

吉野ヶ里町

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 公共施設等総合管理計画の趣旨 | 1 |
| 1. 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. 計画期間 | 2 |
| 4. 対象施設 | 3 |
| 第2章 公共施設等の現況と課題 | 4 |
| 1. 人口の動向 | 4 |
| 2. 財政の状況 | 5 |
| (1) 歳入 | 5 |
| (2) 歳出 | 6 |
| 3. 公共施設の現況 | 7 |
| (1) 公共施設等の分類 | 7 |
| (2) 建築物施設 | 8 |
| (3) インフラ施設 | 9 |
| 4. 公共施設等の将来の更新費用等の推計 | 10 |
| (1) 更新費用の推計の方法 | 10 |
| (2) 公共施設等の将来更新費用の推計結果 | 11 |
| (3) 将来の更新費用と投資見込額の状況 | 12 |
| (4) 公共施設の維持管理費用の推計結果 | 13 |
| (5) 有形固定資産減価償却率について | 13 |
| 5. 公共施設等に関する将来の課題 | 14 |
| (1) 人口減少および少子高齢化の進展 | 14 |
| (2) 今後の財政状況 | 14 |
| (3) 公共施設の老朽化および更新費用の増大 | 15 |
| 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針 | 16 |
| 1. 基本的な考え方 | 16 |
| (1) 施設の長寿命化 | 16 |
| (2) 施設保有量の最適化 | 16 |
| (3) 民間活力の導入 | 16 |
| 2. 実施の方針 | 17 |
| (1) 点検・診断等の実施方針 | 17 |
| (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 | 17 |
| (3) 安全確保の実施方針 | 17 |

| | |
|-------------------------------|----|
| (4) 耐震化の実施方針 | 18 |
| (5) 統合や廃止の推進方針 | 18 |
| (6) 民間活力の活用方針 | 18 |
| (7) 施設機能の充実と省エネルギー化 | 18 |
| (8) 総量の適正化 | 18 |
| 3. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 | 19 |
| (1) 推進体制 | 19 |
| (2) 個別施設計画の策定 | 19 |
| (3) 職員の意識改革 | 19 |
| 4. フォローアップの実施方針 | 19 |
| 第4章 施設類型ごとの基本方針 | 20 |
| 1. 建築物施設 | 20 |
| (1) 学校教育系施設 | 20 |
| (2) 市民文化系施設 | 20 |
| (3) 社会教育系施設 | 21 |
| (4) スポーツ・レクリエーション施設 | 21 |
| (5) 産業系施設 | 21 |
| (6) 子育て支援施設 | 22 |
| (7) 保健・福祉施設 | 22 |
| (8) 行政系施設 | 23 |
| (9) 消防施設 | 23 |
| (10) 公営住宅 | 23 |
| (11) 供給処理施設 | 24 |
| 2. インフラ施設 | 25 |
| (1) 道路 | 25 |
| (2) 橋梁 | 25 |
| (3) 下水道管路・上水道管路 | 25 |
| 第5章 個別施設計画等に基づく対策効果 | 26 |
| (1) 個別施設計画等を反映した経費の見込み | 26 |
| (2) 個別施設計画等による効果額 | 26 |
| 【参考】 | |
| 主な公共施設位置図① | 27 |
| 主な公共施設位置図② | 28 |

第1章 公共施設等総合管理計画の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、高度経済成長期の人口増加と社会的需要に対応するため、学校や公営住宅、道路や上下水道など公共施設の整備が急速に進められてきました。

本町でも、合併前のそれぞれの町村において、昭和50年代を中心に、人口の増加や住民ニーズなどに応じて、公共施設やインフラ施設を整備してきました。今後、人口減少や少子高齢化が進み社会構造や住民ニーズが変化していくことにより、公共サービスのあり方を見直す必要があります。

また、これらの公共施設は着実に老朽化が進んでおり、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新^{*1}時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれます。

財政面では、人口減少等による町税収入の減少や、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が懸念される中、公共施設の維持更新費をいかにして抑えていくかは、喫緊の課題であると言えます。

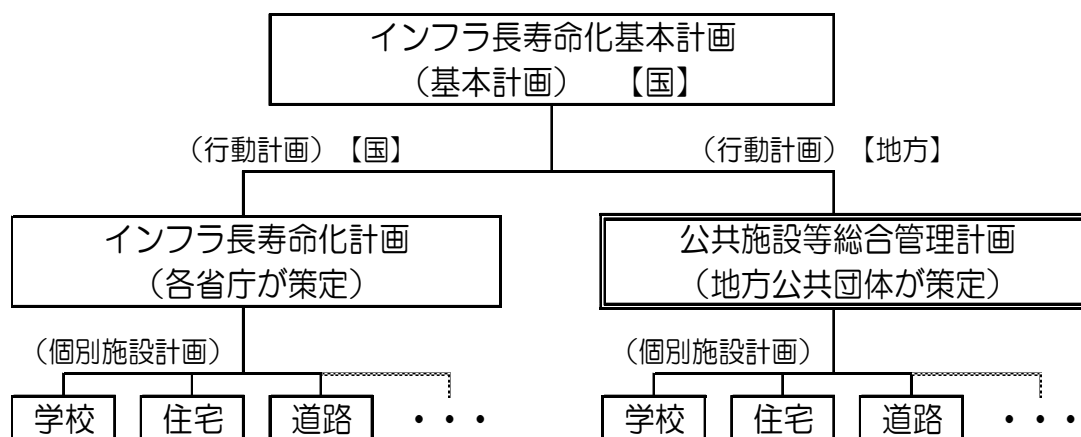
これらの課題を踏まえて、町が保有する公共施設等の状況を把握・整理し、また長期的な視点をもって、更新・長寿命化・統廃合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な保有量と配置を実現することを目的とし、「吉野ヶ里町公共施設等総合管理計画」を策定します。

^{*1}更新：建物及び構造物を新しく造り替えること。

2. 計画の位置付け

本計画は、町が所有する公共施設等（インフラ施設を含む）の今後の在り方についての基本的な方針（総論）を示すものであり、平成26年4月の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」における地方公共団体への要請を推進するための計画として策定するものです。

また、最上位計画である「吉野ヶ里町総合計画」を基本理念とし、町の関連計画との整合性と連動を図るとともに、全庁分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。



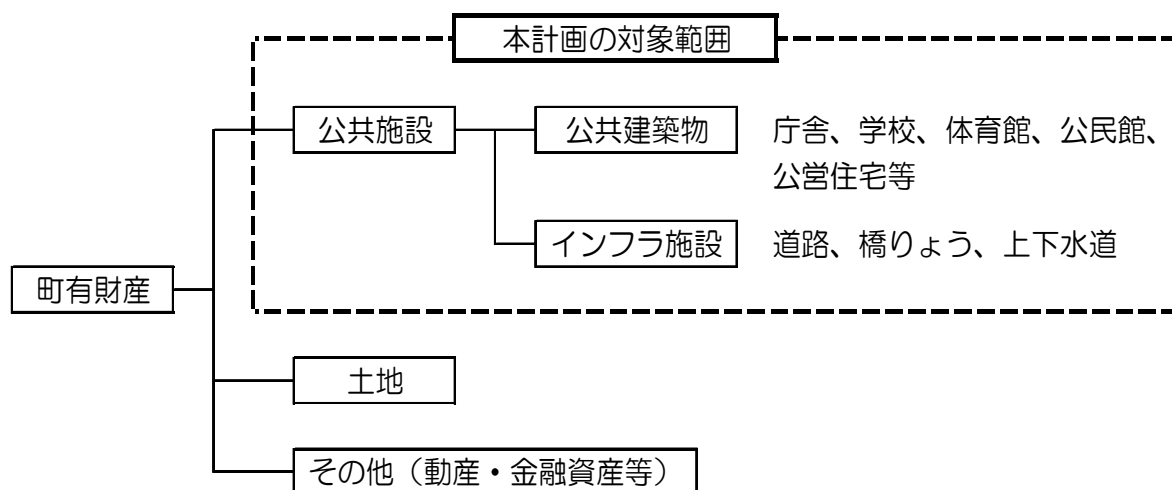
3. 計画期間

計画期間については、大規模改修時期や耐用年数を勘案するため長期的な視点を持って策定する必要があることから、2016年度（平成28年度）から2055年度までの40年間を計画期間とします。

なお、10年間ごとに見直しを行うことを基本とするとともに、歳入減や扶助費等の増、制度変更など、試算の前提条件に変更が生じた場合にも、適宜見直しを行います。

4. 対象施設

本町の所有する財産のうち、公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とします。（下記図参照）



【対象施設】

| 施設区分 | 施設分類 | 数量 |
|--------|--|---------|
| 建築物施設 | 学校教育系施設、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、消防施設、公営住宅、供給処理施設 | 68 施設 |
| インフラ施設 | 道路（町道） | 約 134km |
| | 橋梁（町道） | 約 1.2km |
| | 下水道管路 | 約 121km |
| | 上水道（簡易水道）管路 | 約 1.8km |

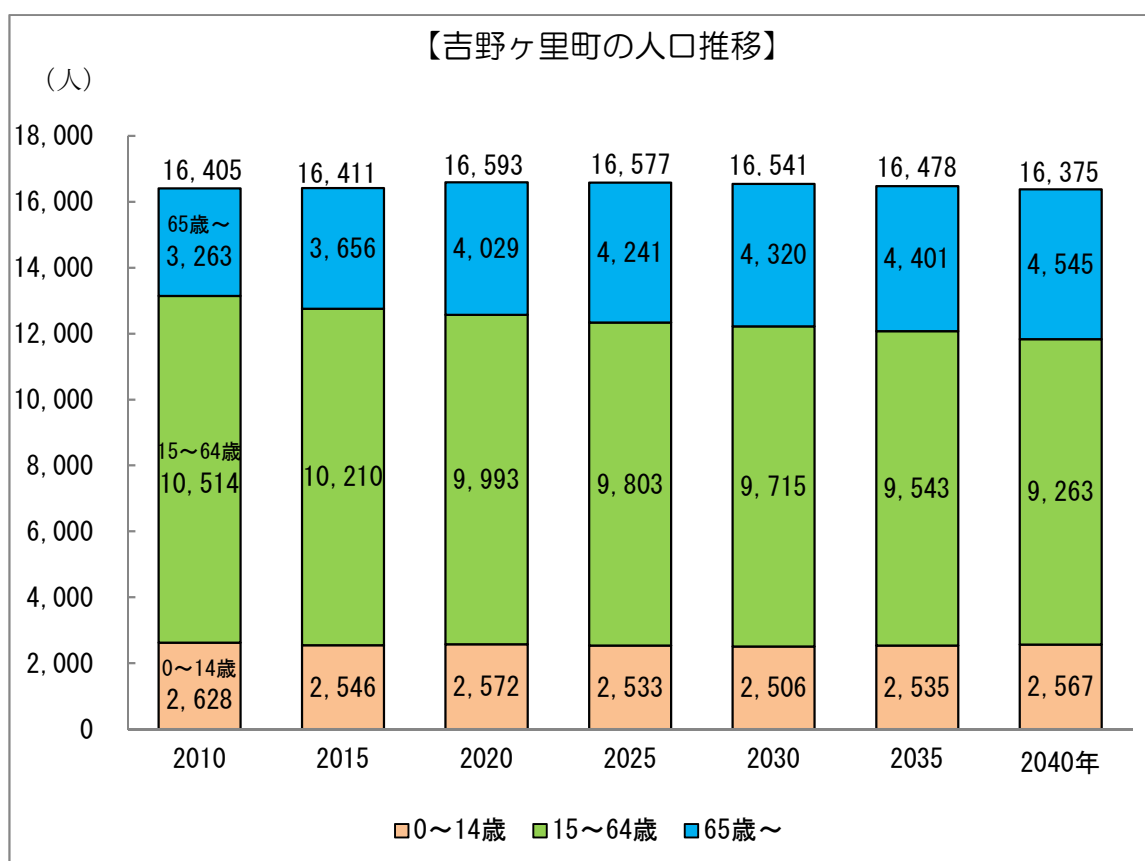
第2章 公共施設等の現況と課題

1. 人口の動向

本町の人口は、近年横ばいに推移していますが、平成27年12月に策定した吉野ヶ里町人口ビジョンの人口将来展望では、2020年（令和2年）頃をピークに少しずつ減少に転じると想定しています。

年齢区分ごとにみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳の人口）は、減少傾向にあり、2015年（平成27年）と2040年で比較すると約1千人の減少になると見込まれます。

また、老年人口（65歳以上）は今後も増加していく傾向にあり、2015年と2040年で比較すると約1千人の増加が見込まれています。



出典：国勢調査及び人口の将来展望（平成27年12月吉野ヶ里町人口ビジョン）

※年齢不詳を各年齢区分へ按分するため合計と一致しない年度がある。

2. 財政の状況

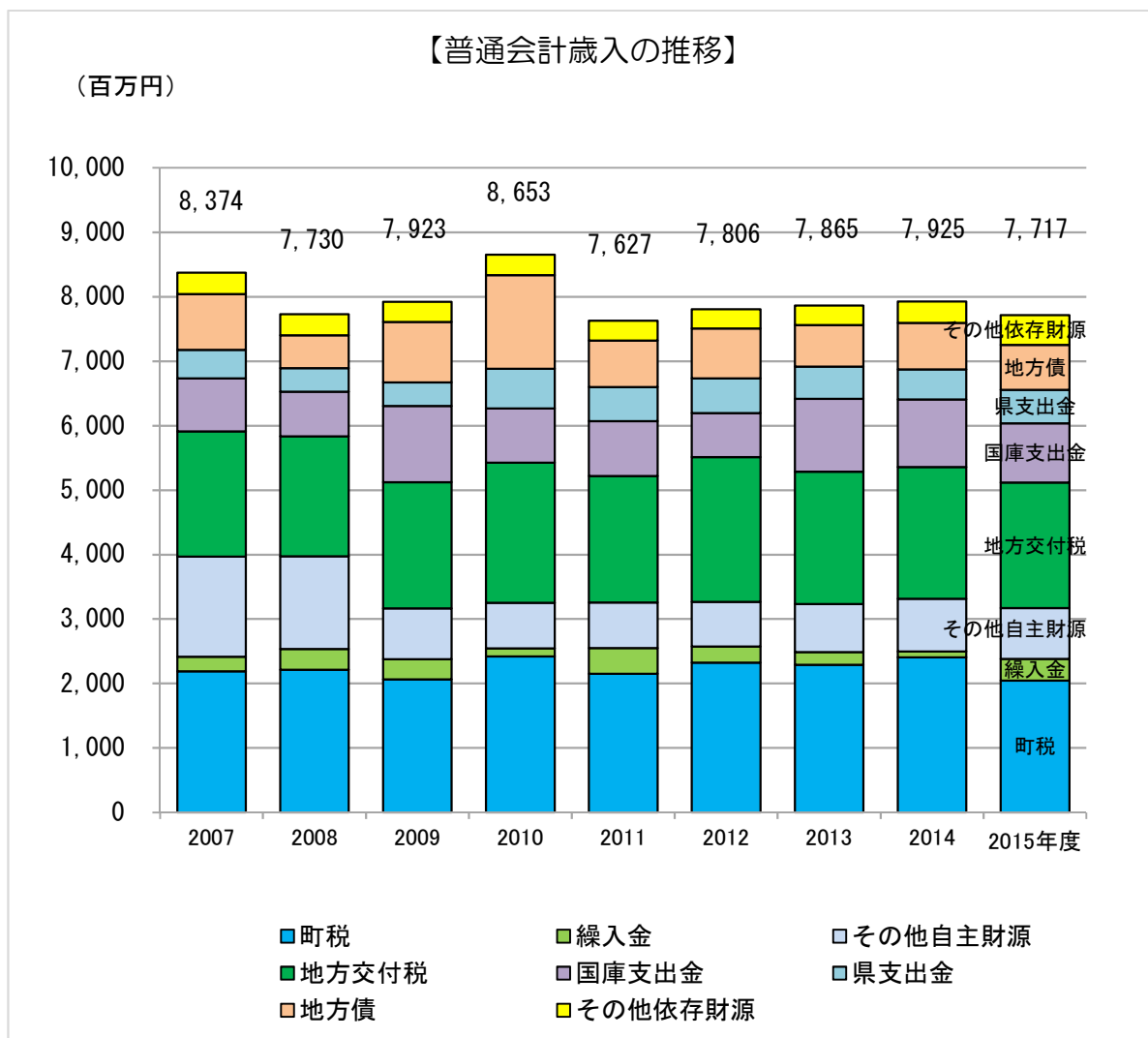
(1) 歳入

本町の過去9年における普通会計の歳入の推移をみると、総額は、約80億円で、大きな増減はなく、横ばいで推移しています。また、財源の構成割合は、自主財源が約4割、依存財源が約6割となっており、近年、その額と共に大きな変動はありません。

2015年度（平成27年度）決算における歳入総額は、約77億円であり、その内訳は、自主財源の町税が約20億円で最も多くおよそ3割近くを占め、次いで依存財源の地方交付税が約19億円となっています。

依存財源

自主財源



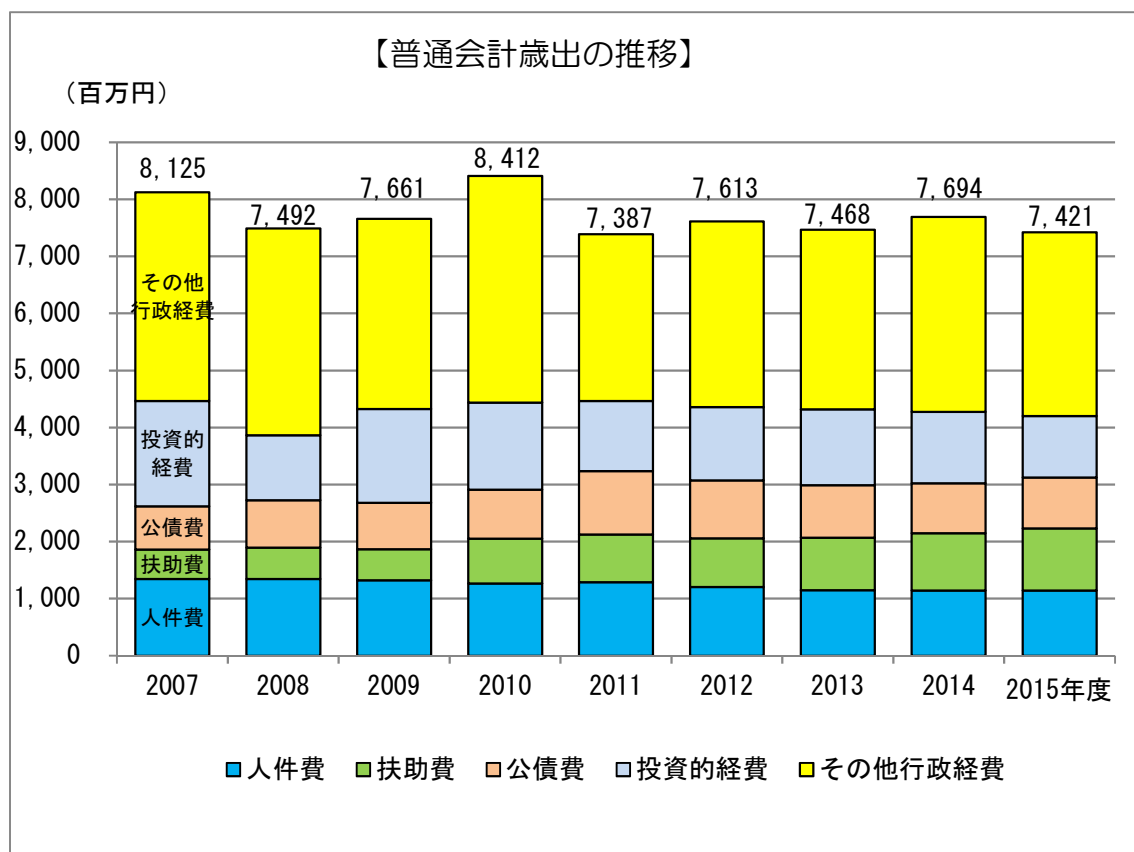
(2) 歳出

本町の過去9年の普通会計の歳出の推移をみると、総額は、約75億円前後で推移しています。

このうち義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、約30億円で総額に対する割合は約4割となっています。人件費は職員数の削減等により減少しましたが、社会保障制度の一環としての高齢者や子育ての支援、医療費の助成などに要する扶助費と借入金の償還金である公債費は増加の傾向にあります。

また、施設建設や道路整備など固定的な資本の形成に向けられる投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費など）は、町村合併直後の2007年度（平成19年度）の約18億円をピークとし、毎年度10億円を超える額で推移し

ています。町道や農道の改良事業、学校や庁舎の耐震補強工事などが主な内容となっています。また、2009年度（平成21年度）及び2010年度（平成22年度）には、豪雨による林道、農地、農業用施設の災害復旧事業を行っています。



3. 公共施設の現況

(1) 公共施設等の分類

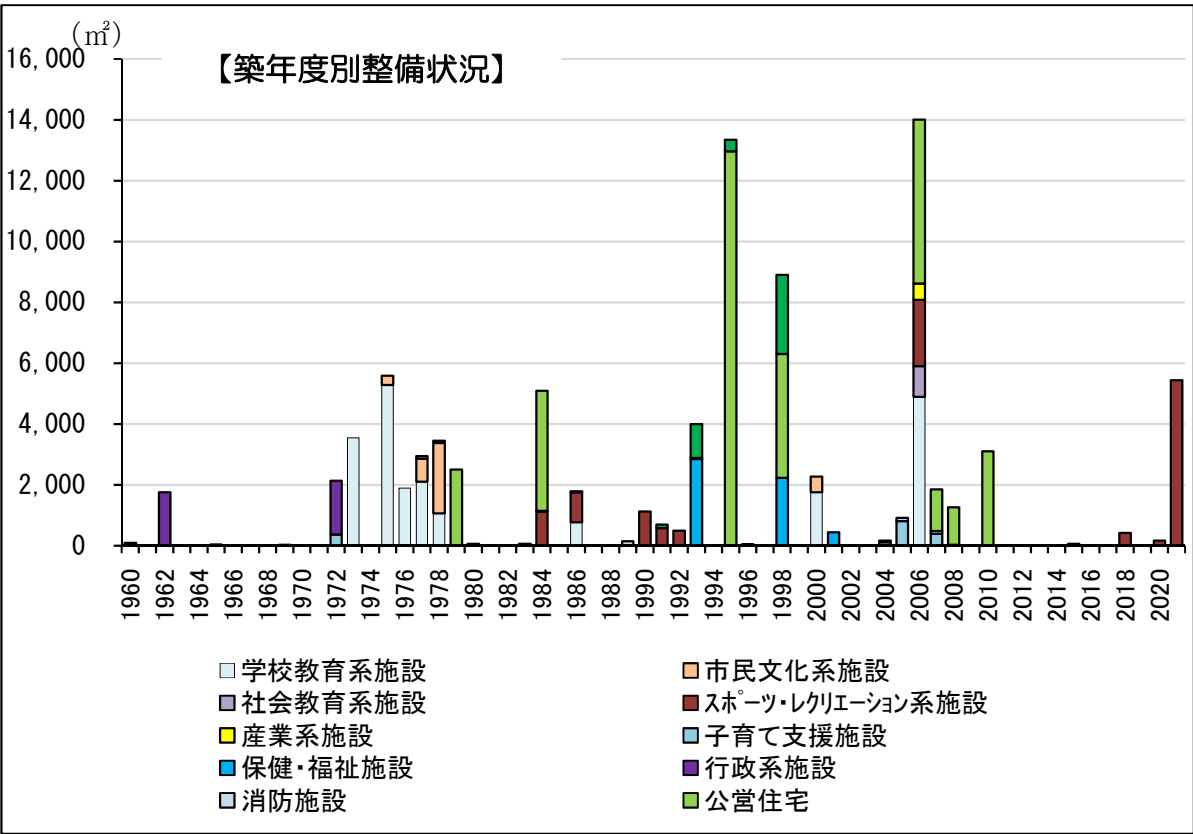
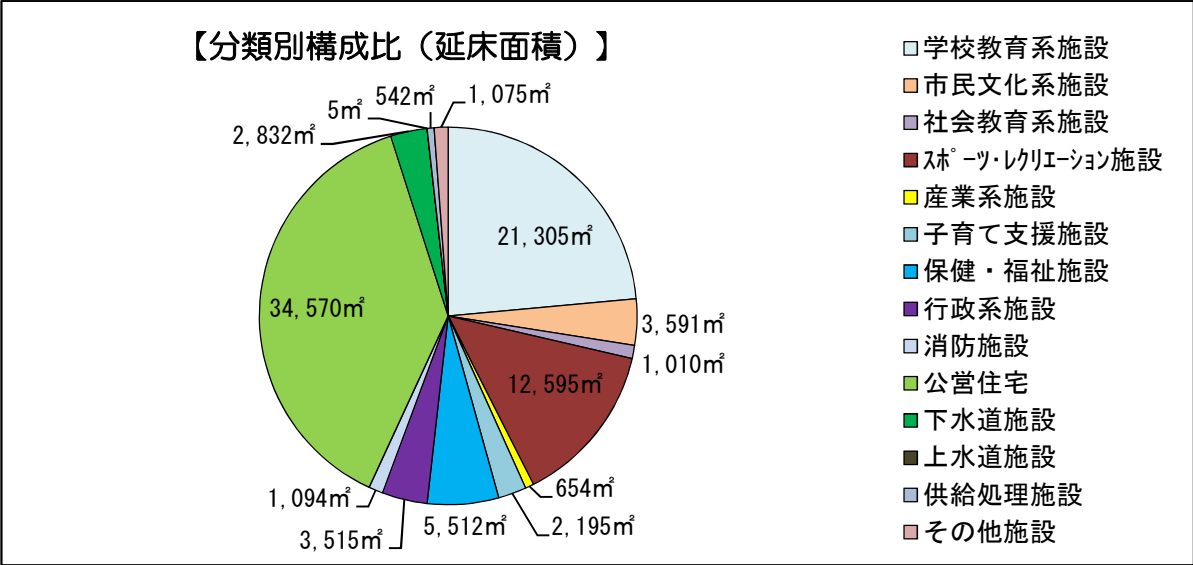
本計画で対象とする公共施設等については、下表のように分類します。

| 施設類型 | 施設分類 | 主な施設 | 施設数 | 延床面積 |
|-------|---------|---|-----|-----------------------|
| 建築物施設 | 学校教育系施設 | 学校 三田川小学校、三田川中学校、東脊振小学校、東脊振中学校 各小中学校体育館、児童体育館 | 8 | 21,305 m ² |
| | 市民文化系施設 | 文化施設 吉野ヶ里中央公民館、農村環境改善センター、吉野ヶ里公園駅コミュニティホール | 3 | 3,591 m ² |
| | 社会教育系施設 | 文化財収蔵施設 文化財資料室 | 1 | 1,010 m ² |

| | | | | | |
|--------|-----------------|---------------|---|--------------------|-----------------------|
| | スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | 三田川武道館、さざんか武道館、町民温水プール、三田川中央公園、文化体育館 | 5 | 9,056 m ² |
| | | レクリエーション・観光施設 | ひがしせふり温泉山茶花の湯、永山水辺公園、さとやま交流館、アドベンチャーパル SAGA | 4 | 3,539 m ² |
| | 産業系施設 | 産業系施設 | 道の駅吉野ヶ里さざんか千坊館 | 1 | 654 m ² |
| | 子育て支援施設 | 幼稚園・保育所 | 東脊振幼稚園、吉野ヶ里保育園 | 2 | 1,356 m ² |
| | | 幼児・児童施設 | 三田川児童館、三田川放課後児童クラブ、東脊振放課後児童クラブ | 3 | 839 m ² |
| | 保健・福祉施設 | 保健施設 | 三田川健康福祉センターふれあい館、東脊振健康福祉センターきらら館 | 2 | 5,075 m ² |
| | | 福祉施設 | 町民憩いの家 | 1 | 437 m ² |
| | 行政系施設 | 庁舎 | 三田川庁舎、東脊振庁舎 | 2 | 3,515 m ² |
| | 消防施設 | 消防施設 | 消防団詰所 | 22 | 1,094 m ² |
| | 公営住宅 | 公営住宅 | 川原団地、中の原団地、立野団地、萩原団地、目達原西団地、目達原東団地、上豆田団地、 | 7 | 34,570 m ² |
| | 供給処理施設 | 下水処理施設 | 浄化センター、箱川処理場 | 2 | 2,832 m ² |
| | | 簡易水道施設 | 永山地区簡易水道 | 1 | 5 m ² |
| | | 供給処理施設 | リサイクルセンター | 1 | 542 m ² |
| | その他施設 | 倉庫 | 旧前川処理場、旧西部処理場 | 2 | 689 m ² |
| その他 | | 吉野ヶ里公園駅舎 | 1 | 386 m ² | |
| インフラ施設 | 道路 | 一般道路 | 町道 | — | (延長) 133,824m |
| | | 専用道路 | 町道（歩行者専用道） | — | (延長) 201m |
| | 橋梁 | 橋梁 | 橋梁（町道に架かる橋梁） | — | (延長) 1,216m |
| | 下水道施設 | 下水道管路 | | — | (延長) 121,342m |
| | 上水道施設 | 簡易水道管路 | | — | (延長) 1,811m |

(2) 建築物施設

本町が保有する公共施設のうち、建築物の数は2022年度（令和4年度）末時点で68施設、延床面積90,495 m²となっています。町営住宅が最も多く34,570 m²で、次いで学校教育系施設が21,305 m²となっており、この2つの施設で全体の62%を占めています。



(3) インフラ施設

本町が所有し、管理するインフラ施設は以下のとおりとなっています。

①道路

平成 28 年 3 月末現在

| 種 別 | 延長 (m) | 面積 (㎡) |
|-------------|---------|---------|
| 1 級 町 道 | 20,377 | 216,041 |
| 2 級 町 道 | 21,475 | 148,207 |
| そ の 他 町 道 | 91,972 | 493,117 |
| 歩 行 者 専 用 道 | 201 | 1,997 |
| 合 計 | 134,025 | 859,362 |

②橋梁

平成 28 年 3 月末現在

| 橋梁種別 | 橋梁数 | 延長 (m) |
|-------|-----|---------|
| PC 橋 | 26 | 675.1 |
| RC 橋 | 44 | 241.8 |
| 鋼 橋 | 4 | 126.7 |
| 石 橋 | 1 | 4.7 |
| そ の 他 | 45 | 168.1 |
| 合 計 | 120 | 1,216.4 |

平成 28 年 3 月末現在

| 橋 長 | 橋梁数 |
|--------|-----|
| 15m 以上 | 20 |
| 15m 未満 | 100 |
| 合 計 | 120 |

③下水道管路

平成 28 年 3 月末現在

| 管 路 種 別 | 延長 (m) |
|---------|---------|
| 塩 ビ 管 | 109,818 |
| コンクリート管 | 8,570 |
| 鋳 鉄 管 | 175 |
| 鋼 管 | 103 |
| そ の 他 | 1,495 |
| 合 計 | 121,342 |

④上水道（簡易水道）管路

平成 28 年 3 月末現在

| 管 路 種 別 | 延長 (m) |
|---------|--------|
| 塩 ビ 管 | 561 |
| 鋳 鉄 管 | 661 |
| そ の 他 | 589 |
| 合 計 | 1,811 |

4. 公共施設等の将来の更新費用等の推計

(1) 更新費用の推計の方法

総務省所管の一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設更新費用試算ソフト」（以下「更新費用試算ソフト」）を活用し、平成27年度に実施した町有施設現況調査及び町営住宅改修基本計画策定時の調査に基づき、下表の条件により、今後40年間分の大規模改修費を含む更新費用を試算します。

| 区 分 | 前提条件等 | 推計方法 |
|---------|---|--|
| 公 共 施 設 | 更新年数を建設後 60 年とし、建替期間を 3 年とする。 | 更新費用試算ソフトによる。 |
| | 大規模改修は建設後 30 年、改修期間を 2 年以内とする。ただし、既に 30 年を経過したものは、建設年度の早いものから 10 年間で改修する。 | 平成 27 年度町有施設現況調査及び町営住宅改修基本計画策定時の調査に基づく額、又は更新費用試算ソフトによる。 |
| 道 路 | 舗装面等の更新年数を建設後 15 年とする。 | 更新費用試算ソフトに準じ、更新面積に単価を乗じる。 ・車道 4700 円/m ² ・自転車歩行者道 2700 円/m ² |
| 橋 り よ う | 更新年数を建設後 60 年とし、建替期間を 1 年とする。 | 更新費用試算ソフトに準じ、更新面積に単価 448 千円を乗じる。 |
| 下 水 道 | 建物・プラント ^{※2} の更新年数を 60 年とし、建替期間を 3 年とし、大規模改修は建設後 30 年、改修期間を 2 年とする。なお、プラントは 60% を改修する。 管路の更新年数を布設後 50 年とする。 | 更新費用試算ソフトに準じる。 ・建物は、更新面積に単価を乗じる。単価：更新 360 千円、大規模改修 200 千円 ・プラントは、建設費とする。 ・管路は、更新延長に単価 124 千円を乗じる。 |
| 上 水 道 | 建物・プラントの更新年数を 60 年とし、建替期間を 3 年とし、大規模改修は建設後 30 年、改修期間を 2 年とする。なお、プラントは 60% を改修する。 管路の更新年数を布設後 40 年とする。 | 更新費用試算ソフトに準じる ・建物及びプラントは、建設費とする。 ・管路は、更新延長に単価を乗じる。導水管及び送水管 100 千円、配水管 97 千円 |

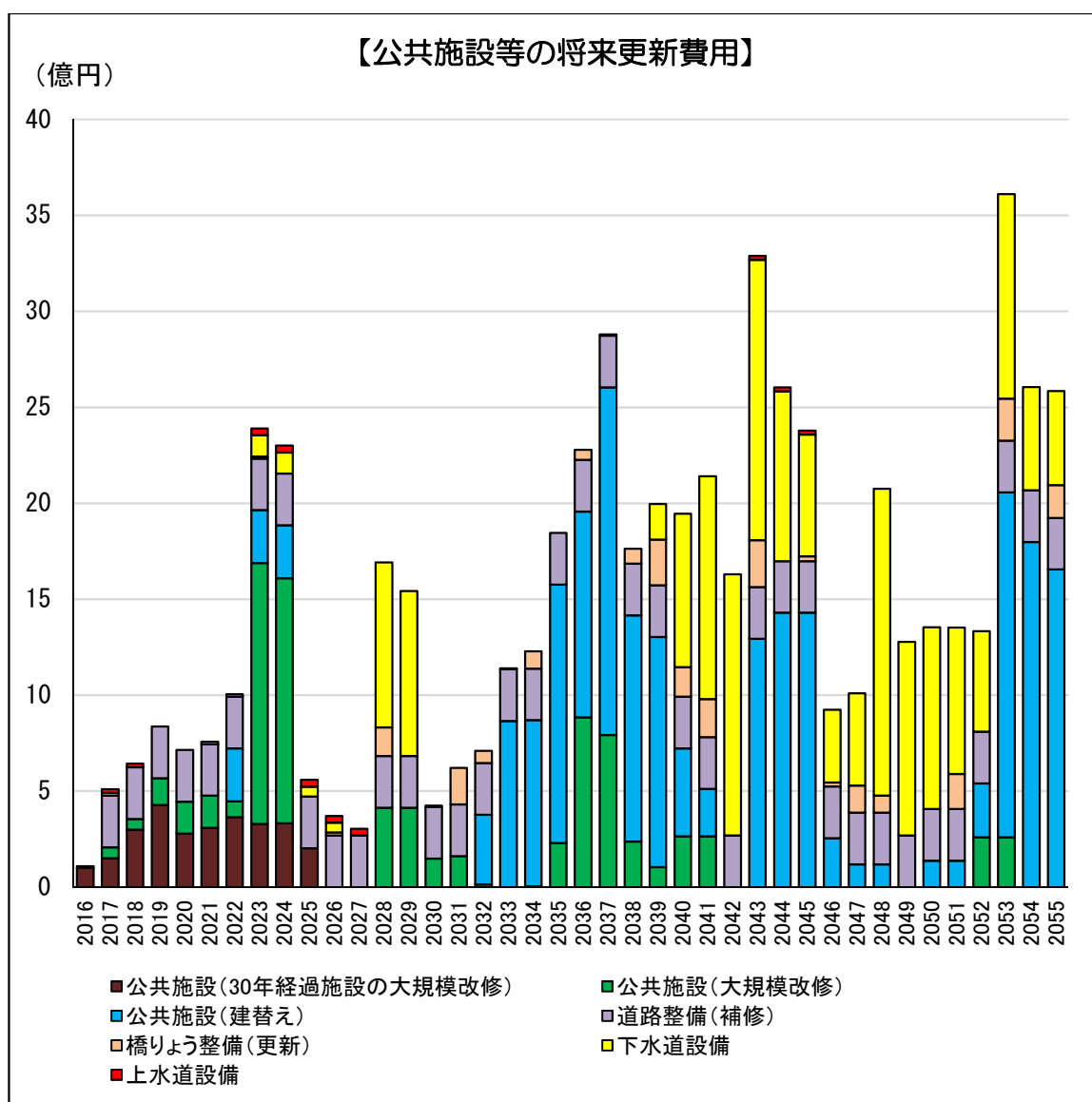
※2 プラント：下水道、上水道の処理施設。

(2) 公共施設等の将来更新費用の推計結果

前述の前提条件・推計方法により将来の更新費用を試算した結果、公共施設については、2018年度（平成30年度）から2024年度にかけて公営住宅や建設後30年経過した施設の大規模改修がピークとなり、また、2033年度以降は、建替えが本格化します。

また、下水道設備については、2040年度以降管路の更新時期となり、2048年度にピークとなります。

これらの合計では、計画期間の40年間で必要な更新費用総額が607.4億円、1年当たり15.2億円となり、期間の後半に平均を上回る年度が多くなりました。



40年間で必要な更新費用総額が607.4億円

1年当たり更新費用15.2億円

(3) 将来の更新費用と投資見込額の状況

今後 40 年間で必要な更新費用総額 607.4 億円の内訳は、公共施設が 312.4 億円と道路橋りょう（インフラ施設）が 128.7 億円で普通会計に属する施設分が 441.1 億円。また、公営企業会計に属する下水道及び上水道（簡易水道）が 166.3 億円となります。

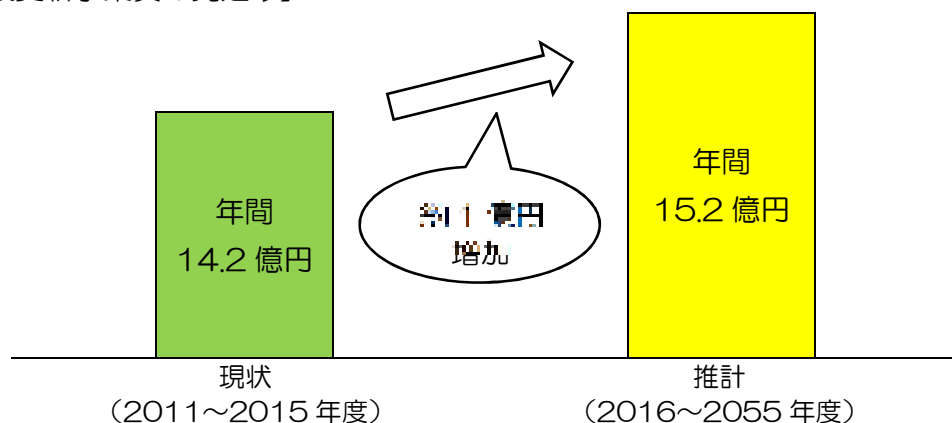
過去 5 年間の普通会計における、普通建設事業費（投資的経費）の平均は、水源地域振興事業を除いた場合 10 億 7,248 万円。また、公営企業会計における上下水道の投資的経費の平均は、3 億 5,150 万円となります。

これらの投資的経費を、今後も維持できると仮定した場合、今後 40 年間の更新費用と投資見込額の差は、下表のとおりとなり、施設の改修や建替えに必要な更新費用が投資見込額を年間約 1 億円上回ると見込まれます。

| 区 分 | | 40 年間の更新費用 (A) | | 40 年間の投資見込額 (B) | 40 年間の財源不足額 (A-B) | 更新費用の削減必要率 (A-B) / A |
|------|--------|----------------|----------|-----------------|-------------------|----------------------|
| 普通会計 | 公共施設 | 312.4 億円 | 441.1 億円 | 429.0 億円 | 12.1 億円 | 2.7% |
| | 道路橋りょう | 128.7 億円 | | | | |
| 上下水道 | | 166.3 億円 | | 140.6 億円 | 25.7 億円 | 15.5% |
| 計 | | 607.4 億円 | | 569.6 億円 | 37.8 億円 | 6.2% |

40 年間の投資見込額は、水源地域振興事業を除いた過去 5 年間の平均による。

【施設更新事業費の見込み】



(4) 公共施設の維持管理費用の推計結果

更新費用以外でも施設を運営するために発生する、光熱費、修繕費、人件費等の維持管理費があります。

本町で公共施設（インフラ施設を除く）に必要な維持管理費を計画期間の40年間で推計すると総額119億円、1年当たり2.98億円となります。

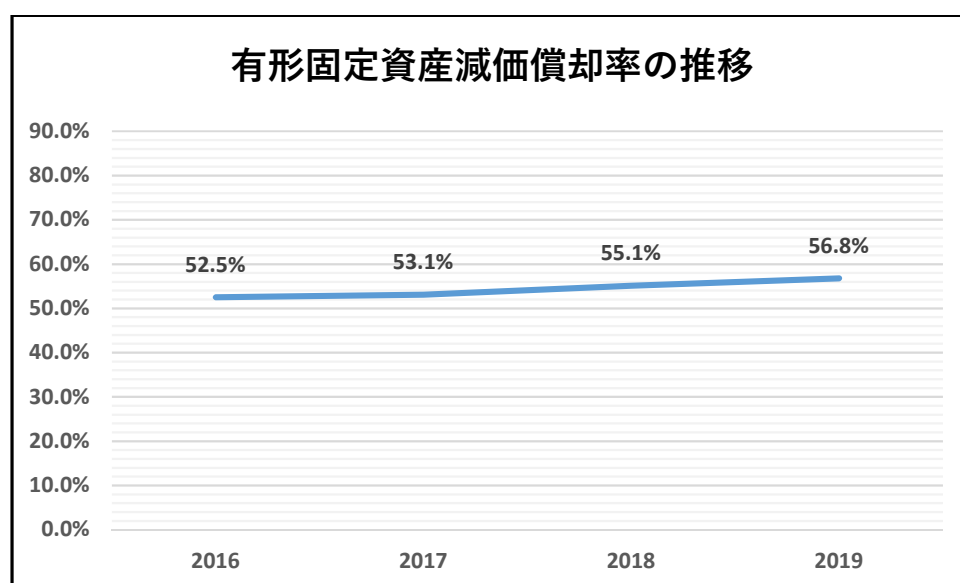
(5) 有形固定資産減価償却率について

有形固定資産減価償却率とは、町が保有している有形固定資産^{※1}のうち、償却資産の取得額等に対する減価償却累計額の割合を算出するものであり、「資産の老朽化率」ととらえることもできます。

平成28年度から4年間の有形固定資産減価償却率は次の図のとおりとなります。この図から、施設の老朽化が微弱ながら右肩上がりでも上昇していることがわかります。

※1 有形固定資産とは、貸借対照表上の資産の一部。

具体的には、学校や公民館などの「事業用資産」、道路や下水道などの「インフラ資産」、車両や美術品などの「物品」で構成される。



5. 公共施設等に関する将来の課題

(1) 人口減少および少子高齢化の進展

本町の人口は、現在のところ横ばいで推移していますが、今後は人口減少が予想されており、これと同時に少子高齢化が進行すると見込まれています。

これからの人口構成の変化に伴い、公共施設へのニーズも変化していくことが予想されます。このような状況の変化に合わせて施設の規模の見直しや利用の効率性を高めるなど住民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 今後の財政状況

自主財源の根幹である町税は、法人町民税の影響による増減があるものの比較的安定している状態です。しかし、今後は、生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少に伴いゆるやかに減少していくことが予想されます。

また、町村合併に伴う財政支援措置が2020年度（令和2年度）で終了するなど、今後は歳入の大きな増加は見込めない状況にあります。

歳出については、今後の社会保障費の増大が見込まれる一方で、投資的経費は、近年、約12億円で推移していますが、これに充てる自主財源は4割程度で、国県補助金や地方債などの依存財源や水源地域振興基金を多く充てています。

このような状況の中、公共施設等について毎年度必要となる維持や管理運営に係る費用のほか、修繕や大規模改修等の費用も必要となり、整備された公共施設等の機能や安全性を適切に保ちながら施設の維持をすることは困難になっていくと予想されます。

(3) 公共施設の老朽化および更新費用の増大

前述（本章 3. 公共施設の現況）のとおり、本町が所有する公共施設の面積を建築年度別に見てみると、公営住宅建設により突出した年度があるものの、特定の期間に極端な集中はしておりません。1970年以降において断続的に整備されてきたと言えます。

ただし、経年による老朽化は確実に進行しており、2025年度（令和7年

度)末には、築30年を超える施設が全体の60%以上となり、安全性の低下や施設管理運営に支障をきたす恐れがあります。

老朽化した施設が増加するため、安全性や機能性を維持するための大規模な改修や建替えなどの更新費用が必要と見込まれる中、長寿命化や維持管理の見直しにより、財政負担の軽減や平準化を図る必要があります。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

これまでに記載した公共施設等を取り巻く状況や課題を踏まえ、本町の公共施設等について総合的かつ計画的な管理とコスト縮減の両立を目指し、住民サービスの維持向上を図っていくために、以下の基本的な考え方を示します。

(1) 施設の長寿命化

既存施設を少しでも長く大切に利活用するという考え方のもと、これまで行ってきた、壊れてから直すという事後保全型の対応だけではなく、計画的に修繕・改修を行う予防保全による維持管理を行っていきます。

(2) 施設保有量の最適化

人口推計や今後の財政予測を踏まえ、将来の世代に負担を先送りすることのない、持続可能な行政運営ができる規模での公共施設等保有量の最適化を図ります。

新たな建物の需要が生じた場合でも、既存施設の有効活用や機能の複合化など、新たな施設建設を伴わない方法について検討します。

ただし、現在建設の検討が行われている水源地域振興事業による施設及び給食センターについては、この限りではないものとします。

(3) 民間活力の導入

公共施設等の整備、更新、維持管理、運営において、指定管理者制度など公民が連携した PPP^{※3}の推進や PFI^{※4}の活用を検討し、民間の活力やノウハウなどを取り入れた効果的・効率的な手法の導入を検討します。

※3PPP：Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。

※4PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設の建設、運営等を民間の資金やノウハウを活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

2. 実施の方針

(1) 点検・診断等の実施方針

各種法令により義務付けられている点検は当然ながら、定期的な点検・保守により、施設の不具合や危険箇所の早期発見に努めます。

点検により発見された危険箇所等については、必要に応じて専門的な技術者による診断を実施します。また、その点検履歴や診断結果に関するデータを集積し、修繕計画等に活用できるよう整理します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、ライフサイクルコスト^{※5}の縮減を意識し、計画的で効果的な改修・更新に取り組みます。また、施設ごとの維持管理や修繕に関する情報について一元管理を行い、今後の予防保全型維持管理に役立て、長寿命化と維持改修費用の平準化を推進していきます。

施設運営にあたっては、運営コストの縮減と公共サービスの維持向上を両立させるため、指定管理者制度など PPP 手法の導入および他の施設の活用や複合化を検討します。また、受益者負担については、公平性かつ合理性のある施設ごとの使用料の設定方法を構築し、使用料の適正化を図ります。

^{※5} ライフサイクルコスト：施設等の計画、設計、施工から、その施設の維持管理、運営、修繕、最終的な解体、処分までに要する費用の総額。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断の結果により確認された危険箇所については、災害時の拠点となる施設や施設利用度の高さなど、対応の優先度を検討したうえで、応急措置および適切な修繕を実施し安全確保に努めます。

また、倒壊の恐れのある施設や維持改修が困難な老朽施設については、供用廃止もしくは解体・撤去も含めた検討をします。

(4) 耐震化の実施方針

災害時の拠点施設であるか、利用度の高い施設であるかなどの視点から、耐震化の優先度を検討します。

また、道路、橋梁、下水道などのインフラ施設については、定期点検の結果等に基づき、耐震化の検討を進めていきます。

（５）統合や廃止の推進方針

今後の人口推計や財政予測を踏まえ、公共施設について既存の状況にとらわれず、住民ニーズの変化に応じた、本町における最適な施設保有量の検討を行います。

施設ごとに利用実態、維持管理費用、施設の機能及び老朽化状況などの情報を踏まえ、継続使用、施設用途の変更、施設の複合化、廃止・除却、近隣自治体との施設の相互利用などを検討します。また、廃止と判断された建物は除却を行い、施設跡地は原則として売却することとします。

（６）民間活力の活用方針

公共施設等に関する情報について積極的な公開に努め、更新、維持管理、運営において、民間委託、指定管理者制度や PPP 手法の導入など、民間の資金、技術、ノウハウの積極的な活用について検討・研究し、維持改修コストや管理運営コストの縮減と施設機能の維持・向上を図ります。

（７）施設機能の充実と省エネルギー化

施設利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、更新時においては、ユニバーサルデザイン^{※6}やバリアフリーの視点を取り入れた整備を行います。

また、エネルギー消費量の多い空調設備や照明設備等について、省エネルギー化を推進していき、光熱水費等の削減を図ります。

^{※6}ユニバーサルデザイン：すべての人にとって使いやすいデザイン。

（８）総量の適正化

更新費用の財源不足は、施設総量の適正化のみで補うことはできませんが、可能な限り行う必要があります。

よって、令和 2 年度に策定した個別施設計画の方針を踏まえ、公共施設の総量 88, 758㎡に対し、目標とする公共施設の総量を 78, 500㎡とします。

3. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 推進体制

公共施設には、学校や庁舎、公営住宅などの建物施設、道路や橋梁、下水道施設などのインフラ施設など、様々な分野の施設がありますが、これらの施設は、法令や性質により所管する担当部局が複数に分かれています。

本計画に基づく取り組みにあたっては、施設管理を担当する関係各課が集まり議論・調整する機会を設け、情報の共有化を行います。

(2) 個別施設計画の策定

本計画に基づく基本的な考え方により、施設類型ごとに更新や保全に関する方針を示す個別施設計画を策定し、計画的な管理を行います。

また、既に策定されているインフラ等の長寿命化計画を基本とし、本計画との整合性を図りながら、必要に応じ適宜見直しを行います。

(3) 職員の意識改革

本計画を全庁的に推進するために、町職員一人ひとりが、公共施設等に関するマネジメントについての意義を理解し、経営的視点に立ったコスト感覚に対する意識が向上するよう努めます。

施設の基本情報や点検・修繕履歴など公共施設等に関する情報を一元管理するために、公共施設マネジメント支援システム等の導入を検討し、全庁横断的な連携を図ります。

4. フォローアップの実施方針

本計画に基づく取り組みについて、施設の利用状況や住民ニーズの変化等を踏まえた見直しを、個別施設計画の見直し時期に合わせて、PDCA サイクルにより行います。

なお、計画の見直しを行った場合には、ホームページ等において公表します。

第4章 施設類型ごとの基本方針

1. 建築物施設

(1) 学校教育系施設

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 三田川小学校、東脊振小学校、三田川中学校、東脊振中学校、三田川小学校体育館、東脊振小学校体育館、東脊振中学校体育館、吉野ヶ里町児童体育館 |
| 基本方針 | <p>○学校施設は、全建築物施設の面積に対して25%を占めており、公共施設マネジメントを推進する上で重要な施設です。</p> <p>○学校は、学習・教育の場であるとともに、地震など大規模災害時における避難施設となっています。建物等の法定点検とともに、日常的な自主点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保に努めます。</p> <p>○予防保全の考え方にに基づき、計画的な改修、修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>○改築や大規模改修が必要となる場合には、長期的な児童生徒数の推移や財政状況、地域の実情等を考慮し、改修の規模や範囲など効率的に事業を実施します。</p> |

(2) 市民文化系施設

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 吉野ヶ里中央公民館、農村環境改善センター、吉野ヶ里公園駅コミュニティーホール |
| 基本方針 | <p>○建物等の定期的な点検により老朽化状況を把握し、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>○より多くの町民に利用しやすい施設であるための工夫を行うとともに、維持管理コストの縮減を図ります。</p> <p>○吉野ヶ里中央公民館、農村環境改善センターについては、統合庁舎と併せて施設の複合化の検討を行います。</p> <p>○施設の複合化を行った場合、吉野ヶ里中央公民館、農村環境改</p> |

| | |
|--|---------------------------------------|
| | 善センターは、耐用年数にかかわらず、老朽化状況等を踏まえ解体を検討します。 |
|--|---------------------------------------|

(3) 社会教育系施設

| | |
|------|--|
| 対象施設 | 文化財資料室 |
| 基本方針 | <p>○適切な維持管理に努め、予防保全の考え方に基づいた計画的な修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>○文化財保管についても、展示活用および最適な保管方法の検討を進めます。</p> |

(4) スポーツ・レクリエーション施設

| | |
|------|--|
| 対象施設 | 三田川武道館、さざんか武道館、町民温水プール、三田川中央公園、ひがしせふり温泉山茶花の湯、アドベンチャーバレー佐賀、永山水辺公園、さとやま交流館、文化体育館 |
| 基本方針 | <p>○建物等の定期的な点検により老朽化状況を把握し、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>○施設の利用実態や住民ニーズを踏まえ、施設運営や管理方法について、用途変更や施設の在り方の見直しも含め、効率化に向けた取り組みを進めていきます。</p> <p>○より多くの町民に利用しやすい施設であるための工夫を行うとともに、維持管理コストの縮減を図ります。</p> |

(5) 産業系施設

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 道の駅吉野ヶ里さざんか千坊館 |
| 基本方針 | <p>○施設の適正な維持管理に取り組むとともに、改修が必要となる際は、施設規模の見直し等も含め、より効率的な施設となるよう検討します。</p> <p>○町内外からの更なる利用者増加を目指し、より一層の利用促進を図ります。</p> <p>○維持管理や施設運営にかかるコスト縮減に努めます。</p> |

(6) 子育て支援施設

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 東脊振幼稚園、吉野ヶ里保育園、三田川児童館、 三田川放課後児童クラブ、東脊振放課後児童クラブ |
| 基本方針 | <p>○建物等の定期的な点検により老朽化状況と危険個所を把握し、施設の安全性の確保に努めるとともに、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>○老朽化が進み施設の更新が必要となった場合には、民営化など新たな運営方法等についての審議、検討を行います。</p> <p>○将来的な園児、児童数の推移を見据えながら、町の子育て支援方針や財政状況、地域の実情を考慮し、効率的かつ効果的な施設活用に取り組みます。</p> |

(7) 保健・福祉施設

| | |
|------|--|
| 対象施設 | 三田川健康福祉センターふれあい館、 東脊振健康福祉センターきらら館、町民憩いの家 |
| 基本方針 | <p>○建物等の定期的な点検により老朽化状況と危険個所を把握し、施設の安全性の確保に努めるとともに、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>○災害時における避難施設にもなっており、改修の際にはユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進など、施設の機能充実に努めます。</p> <p>○施設の利用実態や住民ニーズを踏まえ、施設運営や管理方法について、用途変更や機能移転、統廃合の検討も含め、効率化に向けた取り組みを進めていきます。</p> <p>○より多くの町民に利用しやすい施設であるための工夫を行うとともに、維持管理コストの縮減を図ります。</p> |

(8) 行政系施設

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 三田川庁舎、東脊振庁舎 |
| 基本方針 | <p>○建物等の定期的な点検により老朽化状況を把握し、予防保全による計画的修繕を行い、施設利用者の安全確保に努めます。</p> <p>○組織改正等により事務スペースが増減した場合には、効率的な配置や機能の移転集約等により、スペースの有効な活用と利便性の向上を図ります。</p> <p>○維持管理や施設運営にかかるコスト縮減に努めます。</p> <p>○両庁舎を統合した新庁舎の建設を推進します。</p> <p>○新庁舎建設後の旧庁舎については、耐用年数にかかわらず、老朽化状況等を踏まえ、解体を検討します。</p> |

(9) 消防施設

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 消防団詰所 22 箇所 |
| 基本方針 | <p>○全町的な防災体制を維持するために、適正な施設の維持管理とともにコスト縮減に努めます。</p> <p>○施設の更新が必要となった場合には、他詰所との統合利用も含めた適正な施設配置の検討を行います。</p> |

(10) 公営住宅

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 川原団地、中の原団地、立野団地、萩原団地、目達原西団地、目達原東団地、上豆田団地 |
| 基本方針 | <p>○公営住宅は、全建築物施設の面積に対して 39%と最も多い割合を占めている施設です。</p> <p>○施設の老朽化や機能の劣化状況を把握し、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>○施設の老朽化や公営住宅に対するニーズおよび地域における民間の賃貸住宅の状況等を踏まえ、適正な住宅保有量について検討します。</p> |

(11) 供給処理施設

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 浄化センター、箱川処理場、リサイクルセンター 永山簡易水道施設 |
| 基本方針 | ○生活に直結する重要な施設であるため、安全で安定的な運営を行うため、適切な維持管理に努めます。 ○施設の老朽化や機能の劣化状況を把握し、予防保全による計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○公共下水道と農業集落排水の一元化により、不使用となった施設については、地域の特性や住民ニーズなどを考慮した上で、有効な利用について検討します。 |

(12) その他施設

| | |
|------|--|
| 対象施設 | 旧前川処理場、旧西部処理場 吉野ヶ里公園駅舎 |
| 基本方針 | ○吉野ヶ里公園駅舎は生活に直結する重要な施設であるため、安全で安定的な運営を行うため、適切な維持管理に努めます。 ○施設の老朽化や機能の劣化状況を把握し、定期的な修繕措置を図ります。 |

2. インフラ施設

(1) 道路

| | |
|------|--|
| 数 量 | 町道延長 134,025m |
| 基本方針 | <p>○危険箇所を早期に発見するため、定期的なパトロールの実施等により、道路交通の安全確保に努めます。</p> <p>○道路の重要性や利用状況または舗装の劣化状況などを考慮し、優先順位の高い道路から舗装の補修を行います。</p> <p>○施設管理の容易さや道路資材の耐久性などを検証し、維持管理費の縮減に努めます。</p> <p>○新たな道路整備にあっては、町の現状や将来を考慮しながら、整備効果の高い路線を優先に事業の検討を行います。</p> |

(2) 橋梁

| | |
|------|---|
| 数 量 | 橋梁延長 1,216m (120 橋) ※町道に架かる橋梁 |
| 基本方針 | <p>○吉野ヶ里町橋梁長寿命化修繕計画の基づき、定期的な点検と予防的な修繕や対策を実施することにより、橋梁の長寿命化とライフサイクルコストの縮減と平準化を図ります。</p> <p>○老朽化が進行し長寿命化が見込めない橋梁については、架け替え又は通行制限など地域の状況に応じた検討を行います。</p> |

(3) 下水道管路・上水道管路

| | |
|------|--|
| 数 量 | 下水道管路 121,342m、上水道（簡易水道）管路 1,811m |
| 基本方針 | <p>○予防保全を基本とした修繕と計画的な更新により、施設の長寿命化と将来コストの縮減を図ります。</p> <p>○定期的な点検を実施し、管路を健全な状態に保つよう努めます。優先順位の高い管路から長寿命化や耐震化を図ります。</p> |

第5章 個別施設計画等に基づく対策効果

(1) 個別施設計画等を反映した経費の見込み

公共施設等個別施設計画、学校施設長寿命化計画、公営住宅長寿命化計画（第2期）の方向性を踏まえたコストを「建築物のライフサイクルコスト（国土交通省監修平成17年発行）掲載単価をデフレーターにより調整した単価、「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集（公営社団法人ロングライフビル推進協会平成26年発行）及び本町における工事実績等により試算すると、平成29年度から令和8年度における10年間の総額は84億6,400万円となります。

計画期間の見込み額

単位：百万円

| 実施事項 | 計画期間計 |
|-------------|-------|
| 大規模・長寿命化改修等 | 5,126 |
| 取り壊し（除却） | 470 |
| 維持管理費 | 2,868 |
| 合 計 | 8,464 |

(2) 個別施設計画等による効果額

効果額については、上記「個別施設計画等を反映した経費見込み」における算出額と、公共施設等更新費用以外等により算出した平成29年度から令和8年度の10年間の見込み額を比較した場合、総額13億4,700万円のコスト削減に繋がると推測されます。

個別施設計画の実施による効果額

単位：百万円

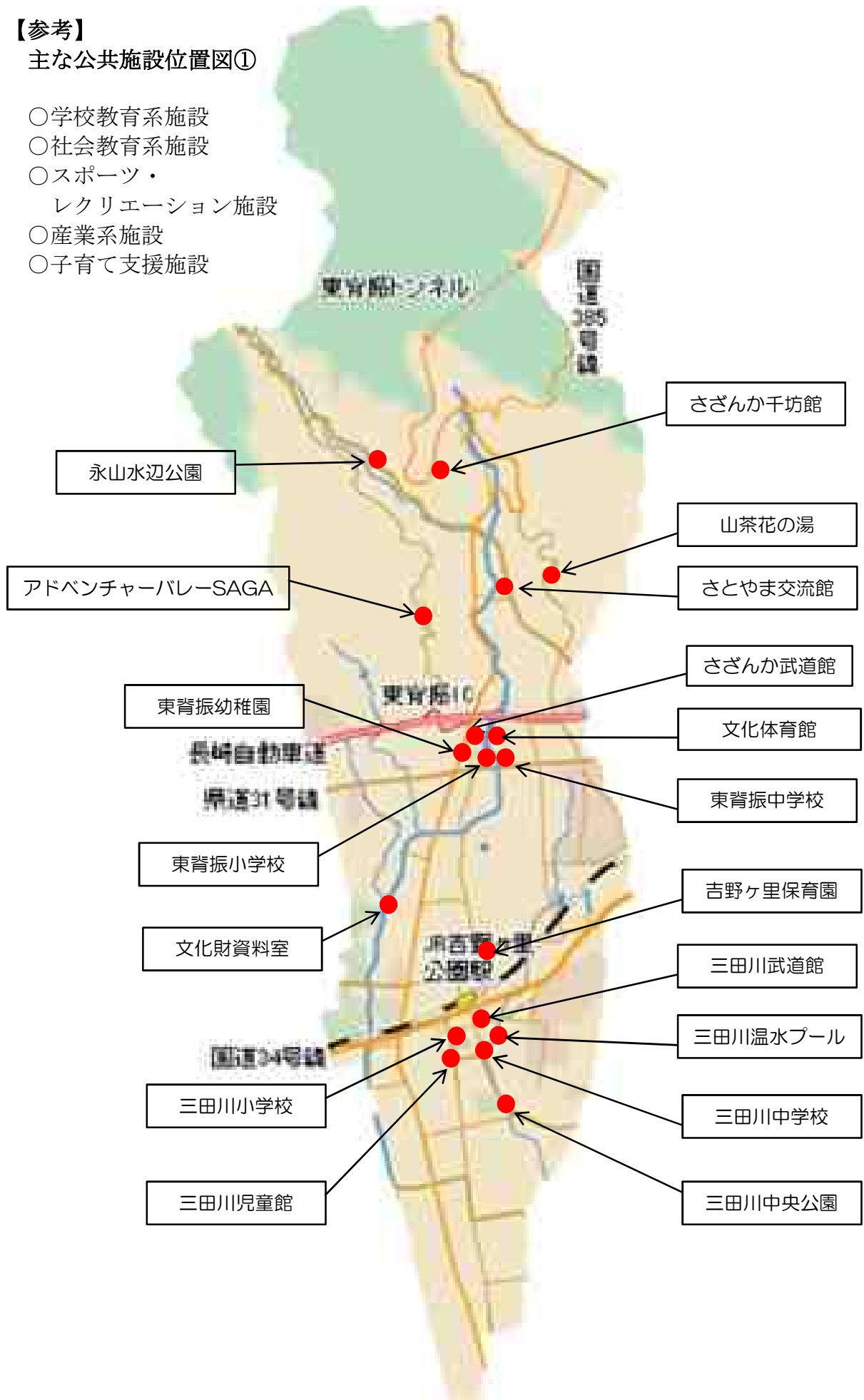
| 実施事項 | ①総合管理計画 更新費用 | ②計画に基づく 取組み | コスト削減効果 ①－② |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 大規模・長寿命化改修 等 | 6,828 | 5,126 | 1,702 |
| 取り壊し（除却） | — | 470 | △470 |

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 維持管理費 | 2,983 | 2,868 | 115 |
| 合 計 | 9,811 | 8,464 | 1,347 |

【参考】

主な公共施設位置図①

- 学校教育系施設
- 社会教育系施設
- スポーツ・レクリエーション施設
- 産業系施設
- 子育て支援施設



【参考】

主な公共施設位置図②

- 市民文化系施設
- 保健・福祉施設
- 行政系施設
- 公営住宅
- 処理供給施設
- その他施設

